

【z302】扶養親族移転料の算定にかかる支給率（比率）

	鉄道賃及び船賃	車賃	日当ならびに宿泊料及び食卓料	着後手当
12歳以上	全額	全額	3分の2	3分の2
6歳以上12歳未満	2分の1	2分の1	3分の1	3分の1
6歳未満	3人以上を随伴するときは、その2人を超える者ごとに2分の1	—	3分の1	3分の1

※職員（知事等または知事等以外）の旅費額を基礎に計算する。

※扶養親族一人ごと、旅費の種類ごとに円未満の端数は切り捨てる。